

高齢者支援にかかる連携・協力に関する協定

大 阪 府

日本介護制度機構株式会社

## 高齢者支援にかかる連携・協力に関する協定書

大阪府（以下「甲」という。）と日本介護制度機構株式会社（以下「乙」という。）とは、相互に連携・協力を図ることにより高齢者の支援にかかる取組を推進するため、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携・協力することによって、高齢者の支援にかかる取組の充実を図ることを目的とする。

### （連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条に定める目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携して取り組むものとする。

- （1）高齢者の支援に関する事項
- （2）その他本協定の目的に沿う事項

2 前項に掲げる事項（以下「連携・協力事項」という。）について効果的に実施するため、甲と乙は定期的に協議を行うものとし、具体的な実施事項については、甲乙の協議の上、決定するものとする。

### （協定の見直し）

第3条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

### （期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結日より1年間とする。なお、期間満了日までに、甲及び乙が本協定の継続に合意した場合は、満了日の翌日から1年間継続するものとし、その後も同様とする。

### （解約）

第5条 甲又は乙のいずれかが、本協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1か月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。ただし、緊急を要する場合はこのかぎりでない。

(守秘義務)

第6条 甲及び乙は、連携・協力事項に関する検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示・漏えいしてはならない。ただし、下記項目のいずれかに該当し、かつその事実を書面で説明できるものについては、この限りではない。

- (1) 相手方の知得する以前に既に所有していたもの
- (2) 相手方から知得する以前に既に公知であったもの
- (3) 相手方から知得した後、自己の責によらないで公知になったもの
- (4) 正当な開示権限を有する第三者から秘密保持義務を伴わずに入手したもの
- (5) 相手方から開示を受けた情報とは無関係に独自に知得したもの

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

(疑義等の決定)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義等が生じたときは、甲乙の協議の上、これを決定するものとする。

以上、本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和5年7月21日

甲 大阪府

大阪府知事

吉村 洋文

乙 大阪府和泉市池田下町1835

日本介護制度機構株式会社

代表取締役

高畑 健太